

淡路(三原川等)

地域総合治水推進計画

～浸水被害から地域住民の命と生活を守る～



兵庫県 淡路県民局

計画期間

計画期間は、平成25年度から概ね10年間とします。

総合治水は、浸水被害の軽減を目指し、県・市・地域住民等の多様な主体が連携し取組を推進することから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととし、取組の進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととしています。

基本目標

◆人的被害の回避又は軽減並びに地域住民の生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、計画地域の基本的な目標は以下のとおりとします。

ながす：平成16年や平成23年に大きな浸水被害を受けた洲本川、三原川、志筑川等の**流下能力の確保**

ためる：公共施設(学校、公園等)、ため池や水田等を積極的に活用した**流出抑制機能の向上**

そなえる：一度浸水すると甚大な被害が発生する可能性の高い洲本川下流部、三原川下流部等の市街地などにおける**浸水に対する備えの強化**

総合治水の推進に関する基本的な方針

- ① 県及び市は、河川や下水道の整備・維持を行うことはもちろんですが、互いに連携して地域住民を啓発しながら、住民と協力して流域対策、減災対策を推進します。
- ② 浸水実績のある地区、浸水時に大きな被害となる地区などからモデル地区を選定し、県、市及び地域住民は、先導して対策を実施します。県及び市は、モデル地区での取組の実績等を踏まえ、他の地区においても総合治水に係る様々な施策を実施していきます。



河川

- ◆県は、洲本川、三原川、志筑川などの河川整備計画に基づいて流下能力を向上させるとともに、堆積土砂撤去など適切に維持管理を行います。
- ◆その他の二級河川や、準用河川・普通河川については、県や市のそれぞれの管理者において、適切に維持管理を行います。

河川下水道対策

- ◆市は、それぞれの下水道雨水計画に基づき、年超過確率1/7程度の規模の降雨に対して浸水を生起させないための整備及び維持を行います。
- ◆近年集中豪雨による浸水被害が多発しており、雨水の排除のみの対策だけでは限界にきています。このため、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、市は、雨水貯留施設等を効果的に組み合わせるなどの方策にも取り組みます。

下水道

流域対策

- ◆県、市及び地域住民は、河川や下水道などからの溢水による浸水被害を軽減するため、次の流域対策を実施します。
- ① 県、市及び地域住民は、自然豊かな淡路地域の森林・水田・地域に備わっている雨水貯留浸透機能を維持するとともに、学校・公園の活用やため池、水田の貯留浸透機能の強化などにより、雨水貯留浸透機能の回復強化を図ります。
- ② 県、市及び地域住民は、豪雨時の森林からの異常な土砂流出による河道埋塞を防止するため、山の管理、土砂の管理を徹底します。

減災対策

- ◆県、市及び地域住民は、計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力以上の洪水(超過洪水)により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを十分に認識します。
- ◆県、市及び地域住民は、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組むとともに、災害に強いまちづくり、災害にあわない暮らし方への取り組みを進めます。

河川下水道対策

◆淡路地域では、二級河川を管理し河川対策を実施する県と、準用河川・普通河川の管理と下水道（雨水）対策等を実施する市が、効果的に連携しながら治水対策に取り組みます。

河川の整備及び維持

(1) 河道対策

- ◆洲本川水系では、千草川、初尾川及び竹原川において、現地の状況に応じて河道拡幅や築堤・河床掘削等により河積を拡大します。
- ◆三原川水系では、三原川、大日川、馬乗捨川、山路川、倭文川、長田川及び成相川において、現地の状況に応じて、河道拡幅や築堤、河床掘削等により、河積を拡大します。また、内水対策として、供用開始後 40 年近く経過している排水機場の増強・更新を行います。
- ◆志筑川水系では、志筑川放水路の設置、志筑川及び宝珠川における河道拡幅、河床掘削等による河積の拡大を図っています。
- ◆その他水系の河川については、県及び市による適切な整備、維持管理を行います。



志筑川放水路と宝珠川の合流部



入貫川排水機場(新設)

入貫川
入貫川排水機場



成相ダム

(2) ダム

- ◆県及び市等は、管理ダムについて、治水効果が確実に発揮されるよう、適切な運用、管理を行います。

下水道の整備及び維持

- ◆市は、下水道雨水計画に基づき、下水道の整備及び維持を推進します。
- ◆市は、内水被害が頻発する地域では、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、貯留管や貯水槽など雨水貯留施設等を効果的に組み合わせた施策を検討するなどの取組を進めます。



物部ポンプ場

流域対策

◆淡路地域には、森林や田畑が広く分布し、県のため池の半数以上が存在しています。流域対策として これら資源の保全を図るとともに、浸水被害の頻発地域では、ため池や水田を活用し、現状に加えてさらなる雨水貯留を実施すること等により、地先での浸水被害を軽減し、河川や下水道への雨水流出を抑制します。

【】は計画地域の具体的な取組

(1)調整池の設置及び保全

- ・調整池の設置(開発者)【南あわじ市新庁舎】
- ・調整池の維持管理(所有者)【3市・民間】等

(2)土地等の雨水貯留浸透機能の確保

- ・ため池の利水容量に余裕があり管理者の同意を得られる場合、洪水吐の切り欠き、池底掘削など洪水調節機能向上のための改良を行う(所有者)
- ・営農に支障がない範囲で水田貯留(田んぼダム)に取り組む(所有者)水田貯留の普及啓発に努め、技術的助言・指導を行う(県・市)【南あわじ市市西地区】
- ・流出防止壁の設置等による貯留機能確保(学校・公園・大規模施設所有者)【城戸アグリ公園・宇原中原公園】
- ・駐車場、歩道の透水性舗装(県・所有者)【県立淡路医療センター、県道福良江井岩屋線他】
- ・雨水貯留浸透実証実験計画【淡路県民局】
- ・各戸貯留の取組(地域住民)【洲本市:5年間で最大400戸分助成】等

(3)貯水施設の雨水貯留容量の確保

- ・落水期に池の水位を下げ台風にも備える等(ため池管理者)
- ・ため池の日常点検と維持管理、ため池等整備事業による施設改修を支援(県・市・ため池管理者)
- ・かいぼりによるため池の健全性確保(ため池管理者)【奈良町池(淡路市)他】等

(4)ポンプ施設との調整

- ・堤防決壊のおそれがあるときは、排水停止等適切な操作が行えるよう操作規則に明示等、その運用が確実に図られるよう努める(ポンプ施設管理者)等

(5)遊水機能の維持

- ・貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める(県・市・地域住民)
- ・遊水機能が高いと考えられる土地について、開発業者等に十分周知し、開発抑制を図る(県・市)等

(6)森林の整備及び保全

- ・森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、「新ひょうごの森づくり:第2期対策(H24-33)」を推進する(県)
- ・森林の防災機能を高めるため、「災害に強い森づくり:第2期対策(H23-29)」を推進する(県)等

(7)山地防災・土砂災害対策

- ・総合治水対策と併行して、豪雨時の森林からの土石・流木流出による被害増大防止のため、治山ダム・砂防えん堤の重点整備と災害に強い森づくりを柱とした「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(H26-30)」に基づく治山・砂防事業を推進する(県)等



淡路島シーサイド開発調整池 (淡路市)



市西地区田んぼダム (南あわじ市)



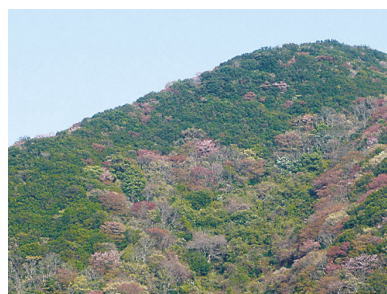
宇原中原公園 (洲本市)



県立淡路医療センター: グラスパーキング・透水性舗装 (洲本市)



奈良町池におけるかいぼり風景(淡路市)



淡路地域の森林



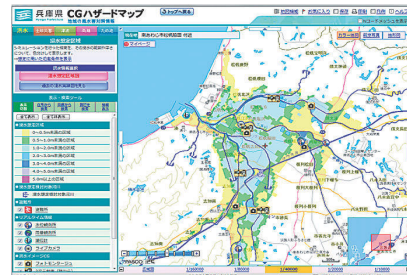
兵庫県マスコットはばたん

減災対策

- ◆ 県、市及び地域住民は、近年、気候変動に起因して集中豪雨が多発する傾向があることから、計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを十分に認識する必要があります。
- ◆ そのうえで、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組むとともに、災害に強いまちづくり、災害にあわない暮らし方に取り組むこととして、以下の減災対策を進めます。

(1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

- ・ 浸水想定区域図を作成し、公表するとともに、CG ハザードマップへの掲載、地域住民への周知に努める(県)
- ・ 洪水ハザードマップを作成・配布するとともに、最新の情報を反映するよう努める(市)
- ・ イベント等を通じて災害を風化させない取組を推進する(県・市・地域住民)【洲本川ウォーク、洲本川レガッタ】
- ・ 実績浸水深や想定浸水深の公共施設への明示に努める(市) 等



CG ハザードマップ

(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

- 1) 住民に対する防災情報の発信
 - ・ 雨量・水位情報、河川監視画像を発信する(県)
 - ・ 防災行政無線、ケーブル TV、市 HP を活用した情報発信を積極的に行う(市)
 - ・ 「ひょうご防災ネット」による情報発信を行う(県・市)
- 2) 市に対する情報提供
 - ・ 河川水位予測、氾濫予測結果を市等へ提供する(県)
 - ・ フェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する(市) 等



洲本川ウォーク・洲本川レガッタ
チラシ

(3) 浸水による被害の軽減に関する学習

- ・ 「学ぼう防災教育」の展開、「淡路地区防災教育推進連絡会議」の開催等の防災教育を推進する(県・市)
- ・ 防災リーダー育成のため防災研修を実施する(県・市)
- ・ 防災マップの作成(地域住民)、作成支援(県・市) 等

(4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備

- ・ 避難経路の設定、様々な避難方法の検討(市)
- ・ 共助による避難誘導、危険箇所解消に努める(県・市)
- ・ 避難施設等への案内板等設置に努める(市)
- ・ 河川・ため池の水防体制整備に努める(市)
- ・ フェニックス防災システムによる情報提供を行う(県) 等



県立淡路医療センターの浸水防止壁

(5) 訓練の実施

- ・ 水防連絡会を毎年開催し、情報共有を図る(県・市等)
- ・ 大規模洪水を想定した実践的演習、防災関係機関と連携した水防訓練を実施する(県・市等) 等

(6) 建物等の耐水機能の確保

- ・ 「建物等の耐水機能に係る指針」に基づく敷地嵩上げ、遮水壁設置、電気設備高所配置等に努める(地域住民)
- ・ 防災拠点施設・避難所の耐水対策の必要性を検討し、実施する(県・市) 等【**県立淡路医療センター・淡路県民局・淡路市里・下司浄化センター・淡路広域消防新庁舎**】



自家発電設備の高層階設置
(淡路県民局)

(7) 内水氾濫域での適正な土地利用

- ・ 三原川下流域において「三原川水系入貫川総合内水対策計画」等に基づき、浸水被害軽減方策を検討する(市) 等

(8) 浸水による被害からの早期の生活の再建

- ・ 「フェニックス共済」等への加入促進に努める(県・市)
- ・ 大規模水害時のための国・県・他市との応援協定締結、民間事業者との連携体制構築に努める(市) 等



防災マップの例
(淡路市志筑地区)



防災マップづくり演習の例
(洲本市炬口地区)



リアルタイム監視画像の例



環境の保全と創造への配慮

- ◆県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定、平成26年3月に改定した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、生物多様性の保全に配慮した公共工事に取り組みます。
- ◆流域対策を実施する際にも、自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行います。

総合治水を推進するにあたって必要な事項

(1) モデル地区の選定

過去に大きな浸水被害があった地区を対象としてモデル地区を選定。流域対策の効果を示すことで、関係者の意識向上を図るとともに、他の地区においても様々な取組を実施していきます。

(2) 地域住民相互の連携

県及び市は、地域住民の災害に対する意識向上に向けた普及啓発を行います。

(3) 関係機関相互の連携

多くの管理者が協力して施策に取り組むことが重要であり、推進協議会の場などを活用して連携を図ります。

(4) 財源の確保

県及び市は、率先して貯留施設等の整備に取り組むとともに、財源の確保に努めます。

市や地域住民の取組を促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進めます。

(5) 計画の見直しについて

推進協議会は本計画策定後も存続します。計画の進捗状況を把握・協議し、県は推進計画を適宜見直します。

流域対策モデル地区での取組

- ◆以下の3地区を流域対策モデル地区とし、率先して施策を実施します。

流域対策モデル地区



洲本川水系

(1) 公共施設等における取組

- ①調整池の保全(広田浄化センター調整池等)
- ②公園等貯留施設(城戸アグリ公園・宇原中原公園等)
- ③大規模施設の駐車場における透水性舗装(県立淡路医療センター)
- ④歩道の透水性舗装(県道洲本五色線バイパス等)
- ⑤雨水貯留浸透施設の実証実験(淡路県民局)

(2) 民間における任意の取組

- ①非かんがい期の水位低下によるため池貯留(三木田大池等)
- ②水田貯留
- ③各戸貯留(洲本市全域で最大400戸/5箇年を計画)

三原川水系

(1) 公共施設等における取組

- ①調整池の保全(南あわじ市新庁舎の調整池設置、南淡路農業公園整備事業調整池等の維持管理)
- ②歩道の透水性舗装(県道福良江井岩屋線等)

(2) 民間における任意の取組

- ①非かんがい期の水位低下によるため池貯留(高坂池等)
- ②水田貯留(南あわじ市市西地区)

志筑川水系

(1) 公共施設等における取組

- ①調整池の保全(津名町中田地区開発1号調整池等)
- ②歩道の透水性舗装(県道志筑郡家線等)

(2) 民間における任意の取組

- ①非かんがい期の水位低下によるため池貯留
- ②水田貯留

計画策定までの経緯

- ◆本計画を策定するにあたり、学識経験者、計画地域の市長及び住民代表等で構成された「淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会」を2回、関係行政機関の職員と計画地域の住民代表で構成された「淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会ワーキング」を3回開催し、検討を重ねました。
- ◆協議会及びワーキングは、計画策定後も存続していきます。



第1回推進協議会のようす



第2回推進協議会のようす

お問い合わせ

兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 企画調整担当

TEL : 0799-26-3221 FAX : 0799-24-4513

E-mail : sumotodoboku@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/sumotodoboku/index.html>

総合治水に関する情報

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

TEL : 078-362-9261 FAX : 078-362-3942

E-mail : chisui@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>